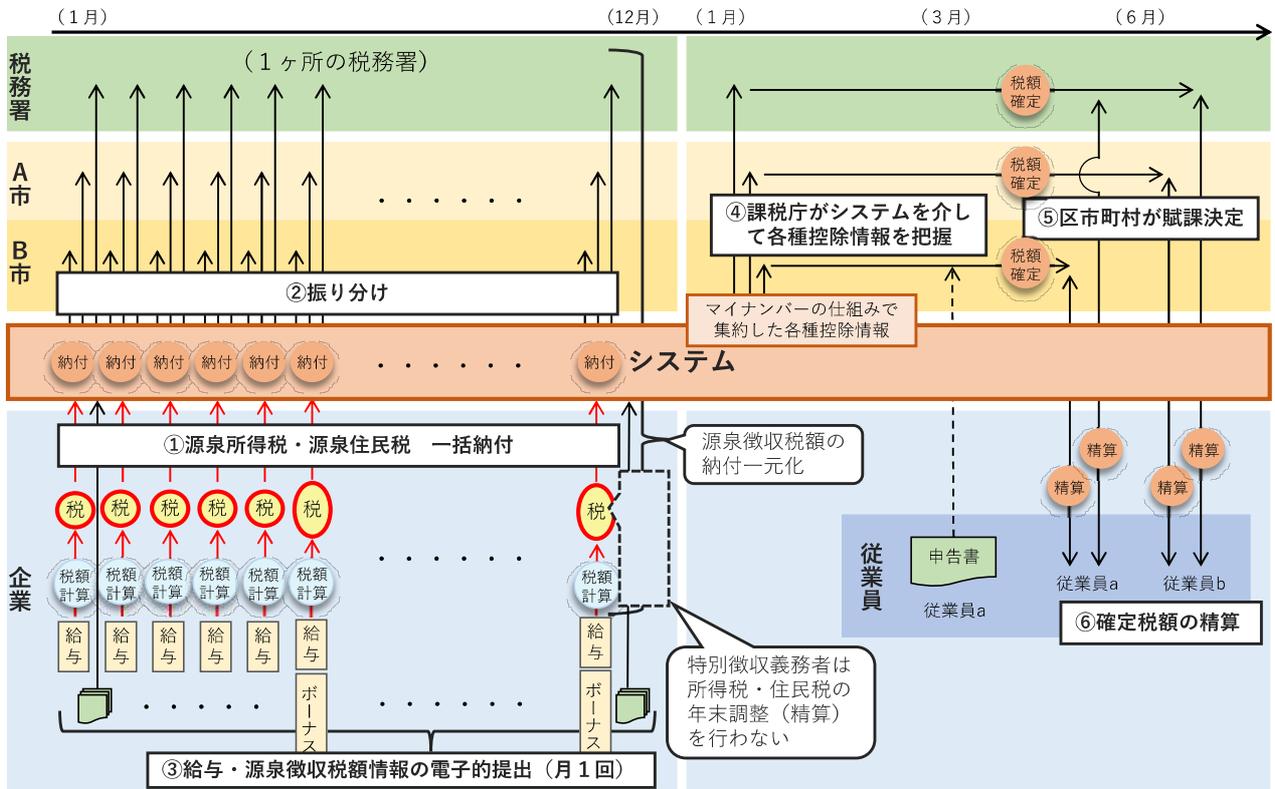


参 考 资 料

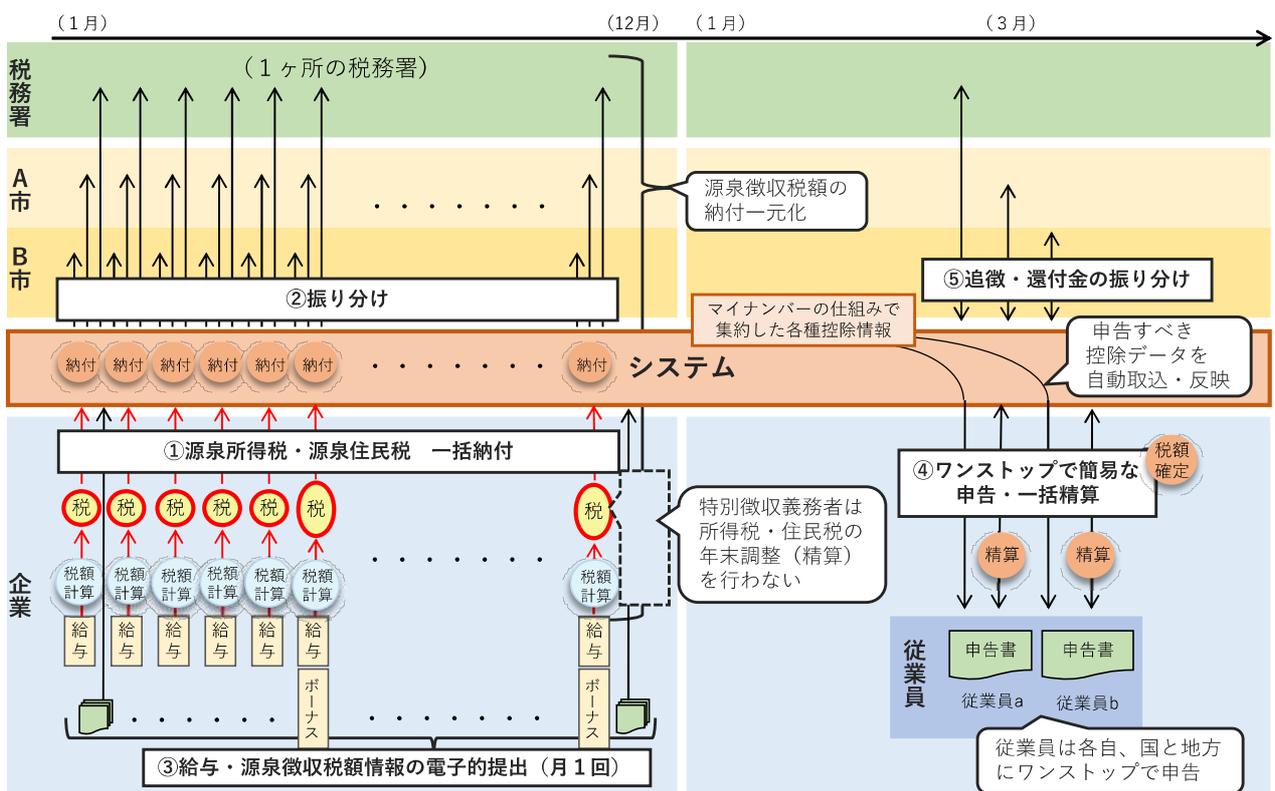
【システム方式案②】「控除情報 システム反映・区市町村賦課」型

個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	有り	マイナンバーの仕組みでシステムに集約		無し	システム	区市町村による賦課課税



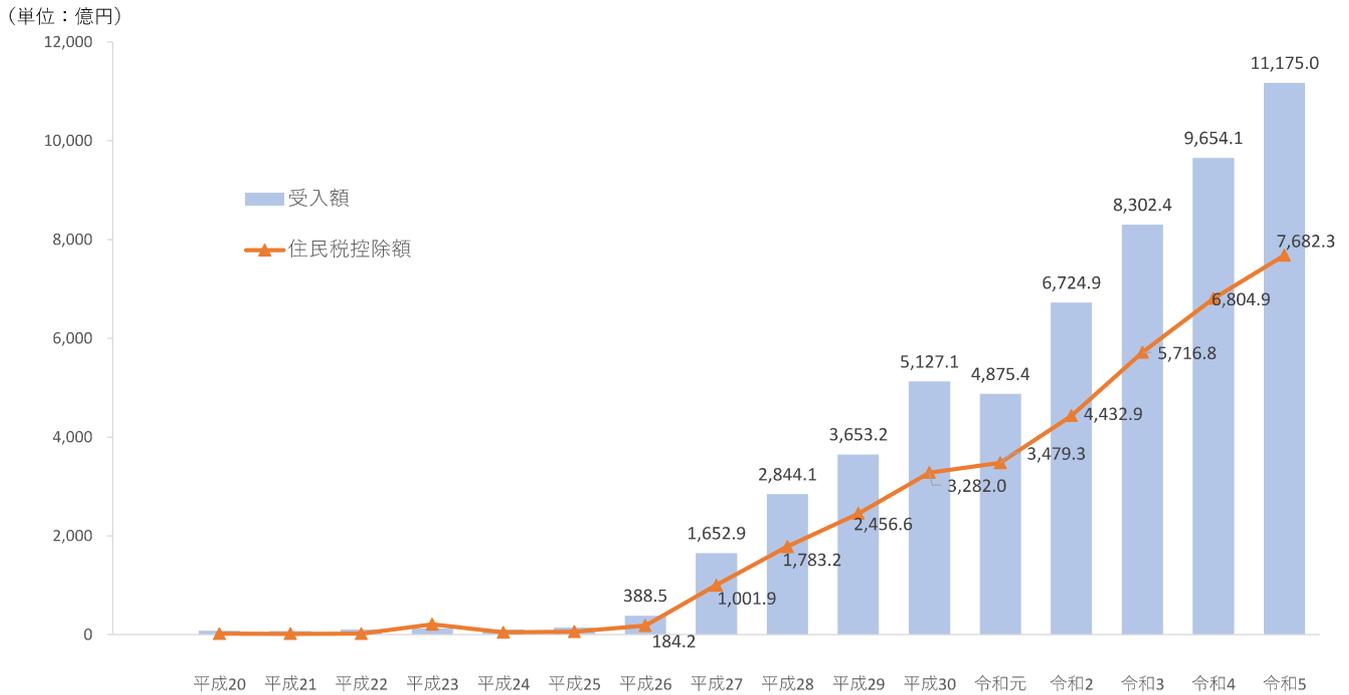
【システム方式案③】「控除情報 システム反映・納税者簡易申告」型

個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	有り	マイナンバーの仕組みでシステムに集約		無し	システム	納税者による申告納税



参考資料2：「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除額（全国計）

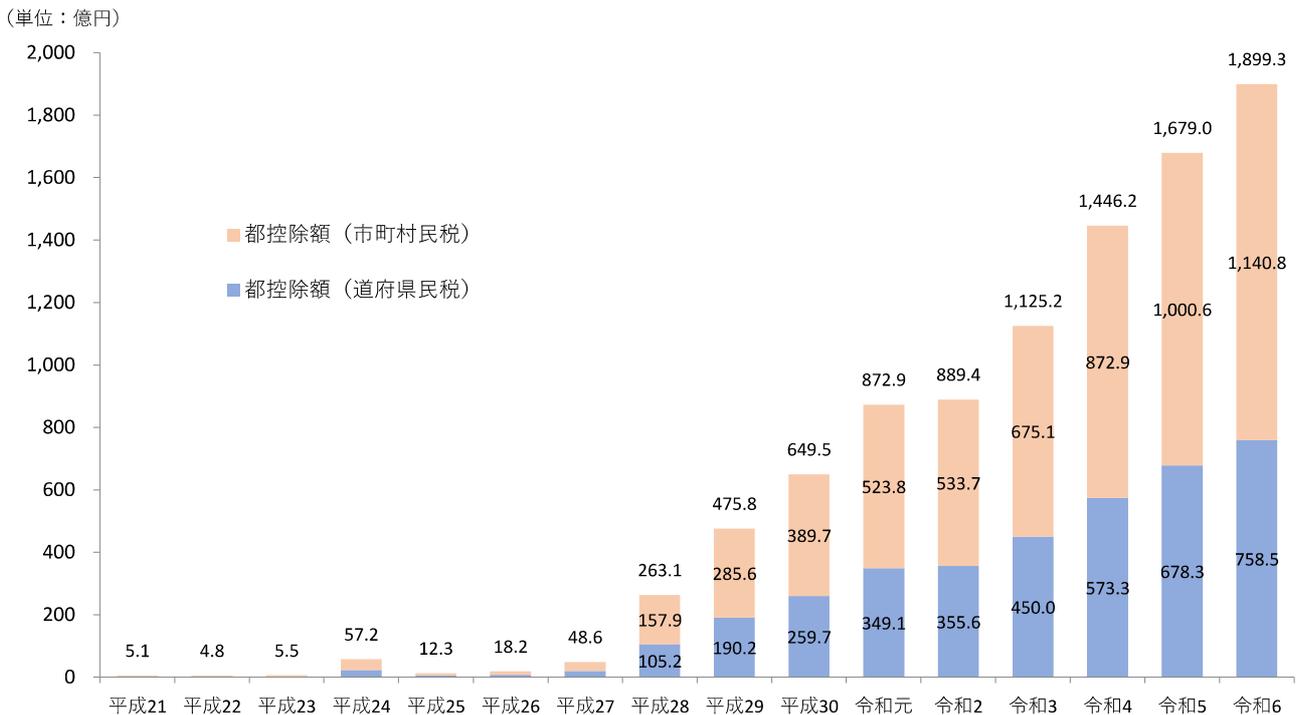
- 令和5年度の全国の受入額は約1兆1,175億円となり、制度創設以来初めて1兆円を超えた
- 住民税控除額は、平成27年度のワンストップ特例制度導入以降大きく増加し、令和5年度寄附に係る控除額は約7,682億円となった（実際に控除される時期はその翌年度）



- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和6年度実施)」(令和6年8月2日)から作成
 注2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している
 注3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある

参考資料3：「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）

- 令和6年度の東京都の控除額は、約1,900億円に増加（対前年度比：約1.1倍）
- 平成21年度の制度創設時からの累計額は、約9,452億円にのぼる



- 注1 令和5年度以前は、総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金額控除の適用状況について」から作成
 注2 令和6年度は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」から作成した推計値
 注3 各年度の計数は、前年中(例えば、令和6年度については、令和5年1月1日～12月31日の間)のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況
 注4 個人住民税における寄附金額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめている。

参考資料 4 : 住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定

	取得	保有	利用																																																													
税目	自動車税環境性能割	自動車税種別割	自動車重量税																																																													
性格	自動車をもたらすCO ₂ 排出、道路損傷、交通事故、公害、騒音等、様々な社会的コストに係る行政需要に着目した原因者負担金的性格を有するもの	自動車という特定の財産に対して課される財産税としての性格を有すると同時に、道路損傷負担金的性格、奢侈税、環境損傷負担金的性格を有するもの	自動車が車検を受け又は届出を行うことによって走行が可能になるという法的地位に着目した権利創設税的性格を有するもの																																																													
納税義務者	自動車の取得者	自動車の所有者	・車検証交付等を受ける者 ・車両番号の指定を受ける者																																																													
賦課	取得時	・取得時(月割課税) ・毎年度	車検時																																																													
税率	自動車の通常の取得価額を課税標準額とし、自動車の種別、 環境性能 等に応じて税率が異なる	自動車の種別、排気量や最大積載量ごとに設定	自動車の種別、車検の有効期間、総重量等ごとに設定																																																													
※税率については、区分表から一部抜粋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準75%かつR2燃費基準</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準70%かつR2燃費基準</td> <td>2%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	自家用	営業用	④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車			H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成			R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税	R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">総排気量</th> <th colspan="2">2年自家用</th> </tr> <tr> <th>エコカー</th> <th>エコカー以外</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">乗用車</th> <th rowspan="2">総排気量</th> <th rowspan="2">重量</th> <th>右以外</th> <th>13年経過</th> <th>18年経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>7,500</td> <td>25,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～1リットル</td> <td>7,500</td> <td>25,000</td> <td>～0.5トン</td> <td>8,200</td> <td>11,400</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>～1.5リットル</td> <td>8,500</td> <td>30,500</td> <td>～1トン</td> <td>16,400</td> <td>22,800</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>～2リットル</td> <td>9,500</td> <td>36,000</td> <td>～1.5トン</td> <td>24,600</td> <td>34,200</td> <td>37,800</td> </tr> <tr> <td>～2.5リットル</td> <td>13,800</td> <td>43,500</td> <td>～2トン</td> <td>32,800</td> <td>45,600</td> <td>50,400</td> </tr> </tbody> </table>	車種	総排気量	2年自家用		エコカー	エコカー以外	乗用車	総排気量	重量	右以外	13年経過	18年経過	電気自動車	7,500	25,000				～1リットル	7,500	25,000	～0.5トン	8,200	11,400	12,600	～1.5リットル	8,500	30,500	～1トン	16,400	22,800	25,200	～2リットル	9,500	36,000	～1.5トン	24,600	34,200	37,800	～2.5リットル	13,800	43,500	～2トン	32,800	45,600	50,400	
車種	自家用	営業用																																																														
④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車																																																																
H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成																																																																
R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税																																																														
R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%																																																														
車種	総排気量	2年自家用																																																														
		エコカー	エコカー以外																																																													
乗用車	総排気量	重量	右以外	13年経過	18年経過																																																											
			電気自動車	7,500	25,000																																																											
～1リットル	7,500	25,000	～0.5トン	8,200	11,400	12,600																																																										
～1.5リットル	8,500	30,500	～1トン	16,400	22,800	25,200																																																										
～2リットル	9,500	36,000	～1.5トン	24,600	34,200	37,800																																																										
～2.5リットル	13,800	43,500	～2トン	32,800	45,600	50,400																																																										



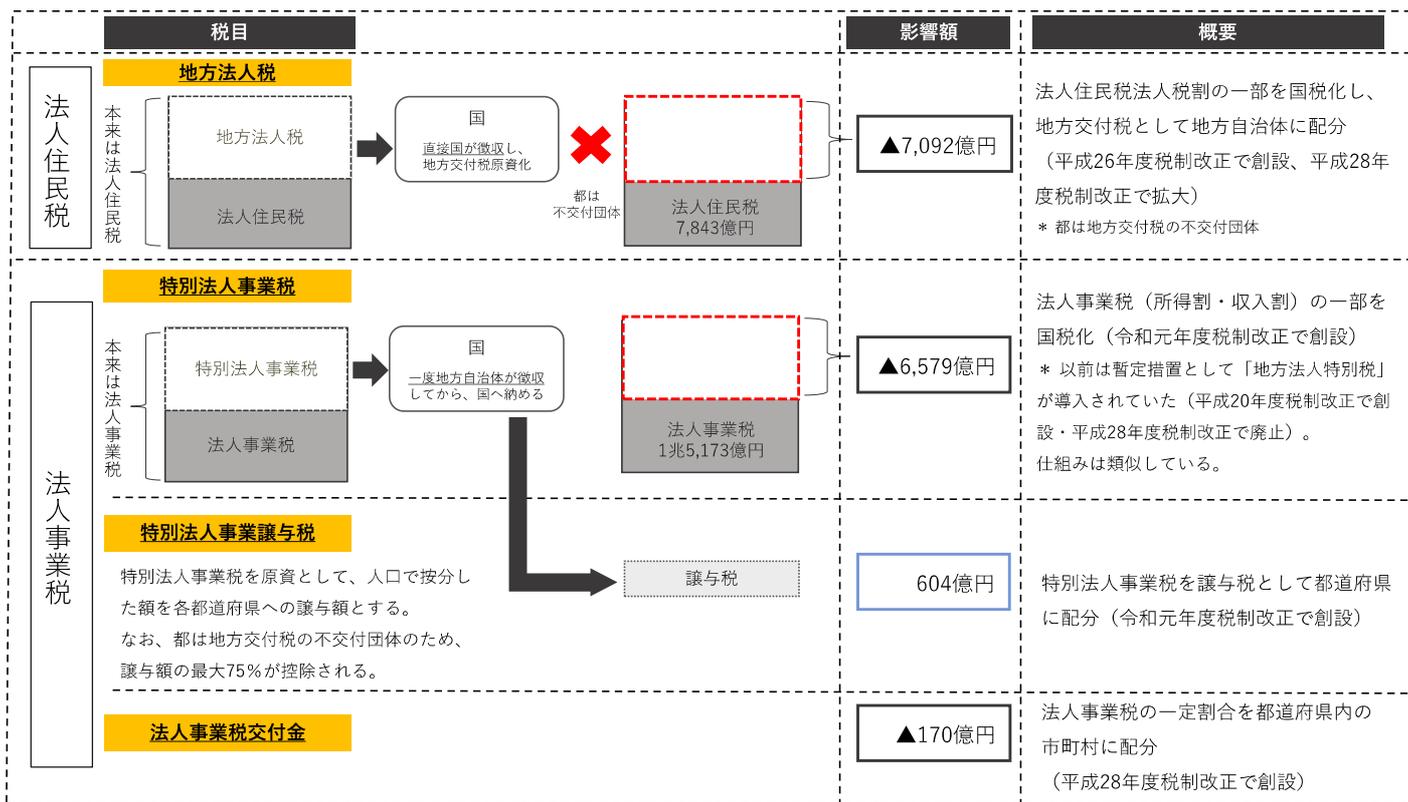
自動車関連税制においては、取得段階の自動車税環境性能割において、環境性能を基準として税率を区分しているため、同じ発想に基づいて、住宅の取得段階である不動産取得税において税率を区分することが考えられる。

	取得	保有	
税目	不動産取得税	固定資産税	都市計画税
性格	不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求めるもの	固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に負担を求めるもの	都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、都市計画区域内にある土地や家屋に対して、その事業に必要な負担を求めるもの
納税義務者	不動産の取得者	不動産の所有者	市街化区域内に不動産を所有している者
賦課	取得時	毎年度	毎年度

注 東京都税制調査会「自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書」(令和3年3月)、国土交通省ホームページ「自動車重量税額について」、総務省ホームページ「不動産取得税」、「固定資産税の概要」、「都市計画税」、東京都主税局ホームページ等から作成

参考資料5：東京都における「偏在是正措置」による影響

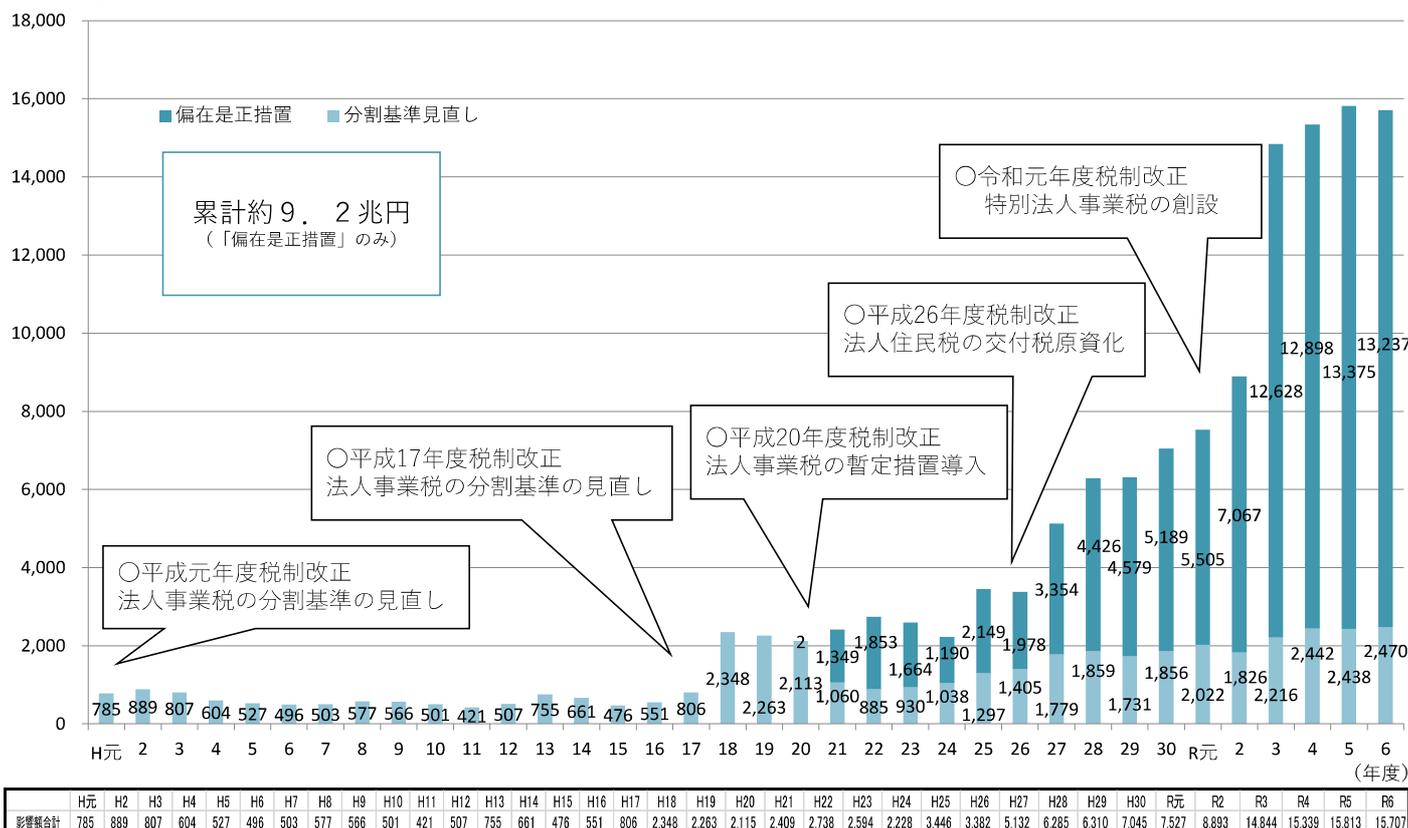
【東京都に対する偏在是正措置と税額のイメージ（令和6年度予算の場合）】



注 東京都財務局「東京都予算案の概要」(令和6年2月)等から作成

参考資料6：地方法人課税の累次の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移

(単位：億円)



注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張—地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論—」等から作成
 注2 令和5年度までは決算額、令和6年度は当初予算額による。
 注3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。